

授業料軽減助成金（東京都認可私立通信制高等学校）

Q&A ～よくお問合せをいただきご質問（お問合せの前にご覧ください）～

1. 申請について

Q1. 今年度、全日制課程から通信制課程に転学しました。申請することはできますか。

A. 申請できます。ただし、今年度すでに全日制課程で申請している場合は申請できません。

Q2. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。

A. 併用できます。ただし、「授業料軽減助成金」は、「就学支援金」との支給総額は26万5千円の範囲内で、保護者が負担する授業料が軽減額の上限になります。学校の制度等で授業料が全額免除されている場合は、対象となりません。なお、「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。

Q3. 申請登録で入力する「就学支援金申請システム（e-Shien）のログインID」と「就学支援金受付番号」は何を見ればわかりますか。

A. 「就学支援金申請システム（e-Shien）のログインID」は、学校から配布される「ログインID 通知書」をご確認ください。「就学支援金受付番号」は、次の手順でご確認ください。

〈e-Shien にログイン⇒「認定状況」の表示をクリック⇒「審査結果情報」に記載されている受付番号を確認〉
なお、都内の学校に通われていて、5月末までに就学支援金を申請している方のみ入力が必要となります。

Q4. 授業料の支払いが遅れていますが、「授業料軽減助成金」は受けられますか。

A. 受けることができますが、納付済みの授業料が軽減額の上限となります。ただし、保護者負担額を上限とし、納付済み分を保護者の口座に振り込み、未納分を授業料に充当する場合があります。

Q5. 都外に転居の予定がありますが、申請できますか。

A. 令和5年5月1日から申請時まで引き続き都内に居住していれば対象となります。

Q6. 申請をしたか、わからなくなりました。どうしたら確認できますか。

A. 申請受付サイトの「軽減助成金IDのある方」からマイページへログインしていただくことで、申請状況の確認ができます。

2. 申請者について

Q7. 生徒の両親以外が生徒を扶養している場合は申請できますか。

A. 生徒の親権者をご申請ください。ただし、ご事情により親権者以外の方の収入により生計を維持している場合は、その人が申請できることがあります。詳しくは、下記の「問合せ先」へご相談ください。

Q8. 事情により、生徒を「課税証明書」の扶養に入れることができません。その場合は申請できますか。

A. 令和5年5月1日から申請時まで、保護者と生徒が引き続き東京都内に居住している場合は申請できます。ただし、扶養人数の確認が必要な対象世帯区分によっては、後日確認のご連絡をする場合があります。

Q9. 令和5年1月1日以降にひとり親になったため「課税証明書」に生徒の扶養が載りません。申請できますか。

A. 申請できます。令和5年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを提出してください。

Q10. 高校3年生の生徒が成人（18歳）しましたが、保護者ではなく、生徒本人が申請者となりますか。

A. 生徒が成年年齢（18歳）に達した以降も、家族構成等に変更がなく、成年年齢に達する日以前の日に於いて保護者であった者（両親等）の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、保護者（両親等）が申請してください。

Q11. 保護者がいません（成人している場合等）。本人が申請できますか。

A. 生徒が、他の人（配偶者等）の収入により生計を維持している場合はその人（配偶者等）が申請してください。生徒本人のみで本人の生計を維持していることが確認できるなど、一定の条件に該当する場合は、生徒本人が申請者となることができます。詳しくは、下記の「問合せ先」へご相談ください。

Q12. 保護者が単身赴任（海外含む）のため都内にいない場合は申請できますか。

A. 保護者（親権者等）の一方が都内に居住していれば申請できます。なお、単身赴任中の保護者は「所得及び扶養状況等を証明する書類」も必要となります。

Q13. 保護者が海外に赴任しており、「課税証明書・非課税証明書」が入手できません。申請できますか。

- A. 保護者（親権者等）の一方が都内に居住していれば申請できます。なお、海外赴任中の保護者は、勤務先が発行する「給与支払証明書」の提出が必要となります。個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、下記の「問合せ先」へご相談ください。

3. 住民税額等が減額になった場合について

Q14. 10月の申請期間が終了した後に住民税額が減額変更になり、申請要件を満たすことになったのですが、申請することはできますか。

- A. 特別申請期間中に申請できます。令和6年1月上旬に特別申請期間を設けて申請を受付ける予定です。特別申請は申請時点において、「対象となる申請者の要件」に該当される方が対象となります。日程などの詳細については、12月上旬以降に下記の「問合せ先」へお問い合わせいただくか、私学財団のホームページをご覧ください。なお、特別申請期間終了後に、申請を受付けることはできません。

4. 振込先口座について

Q15. 振込先口座は配偶者や生徒の名義の口座でも振り込まれますか。

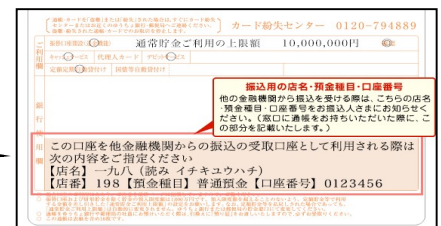
- A. 振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義（個人）の口座を記入してください。

Q16. ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認できますか。

- A. ゆうちょ銀行の窓口に通帳を提示し印字をすると、他金融機関振込用の店名・口座番号が印字されます。通帳に最初から記載されている「記号」「番号」ではありません。

ゆうちょ銀行の店名・口座番号の通帳記載例

【店名】一九八 【店番号】198 【口座番号】012345



問合せ先

※申請受付期間中など、時間帯によっては、電話が繋がりにくい場合があります。何卒、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減担当

☎(03)5206-7925 (土日・祝日・年末年始を除く9:15~17:00)

東京都私学財団

検索

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>